

第4章 原子力災害中長期対策

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育委員会 医療局 消防本部	原子力規制委員会 宮城県 防災関係機関

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育委員会 医療局 消防本部	国 宮城県

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

実施担当	関係機関
総務部	国 宮城県

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。また、避難区域を見直した場合には、その旨を県に報告する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	原子力事業者 原子力規制委員会 環境省 宮城県 防災関係機関

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育委員会 医療局 消防本部 水道事業所	国 宮城県 防災関係機関

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言・指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	宮城県

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所、避難経路等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

＊被災地住民登録様式（資料4－6－1）

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

実施担当	関係機関
企画部 市民生活部	国 宮城県

- (1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。
- (2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

実施担当	関係機関
産業経済部	国 宮城県

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づき、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

実施担当	関係機関
産業経済部	国 宮城県 商工会

市は、国、県及び商工会と連携し、必要に応じ設備復旧資金及び運転資金の借り入れの支援を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

実施担当	関係機関
市民生活部 医療局	国 宮城県

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施する。